

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

目標：事務員の女性管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を20%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 女性職員のキャリア形成を支援するため、所属長によるキャリア面談を実施し、将来のキャリアビジョンの共有や能力開発の機会の確保を図る。

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

目標：職員一人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 全職員の時間外労働時間の状況を把握し、特に時間外労働が多い職員については、所属部署長による面談を実施し、業務内容の見直し等を行い、長時間労働の是正を図る。